

平成26年度第2回

小金井市都市計画審議会会議録

平成26年度第2回  
小金井市都市計画審議会会議録

○平成26年10月17日(金曜日)

場 所 第一会議室

出席委員 17名

会 長	8番 根 上 彰 生	
委 員	1番 高 橋 金 一	2番 湯 沢 綾 子
	3番 鈴 木 成 夫	4番 村 尾 公 一
	5番 寺 沢 智 博	6番 白 井 亨
	7番 鈴 木 博	9番 林 倫 子
	10番 渡 辺 ふき子	11番 斎 藤 康 夫
	12番 谷 本 俊 哉	13番 百 瀬 和 浩
	14番 島 崎 智 融	17番 五十嵐 京 子
	18番 森 戸 洋 子	19番 原 口 久 男

欠席委員 2名

15番 枝 廣 基 司	16番 高 橋 清 徳
-------------	-------------

傍聴者 0名

出席説明員

市 長	稲 葉 孝 彦	副 市 長	川 上 秀 一
都市整備部長	酒 井 功 二	都市計画課長	西 川 秀 夫
都市計画課長補佐	林 利 俊		

事務局職員出席者

都市計画課副主査	山 下 恒 夫	都市計画課主事	外 山 義 久
まちづくり推進課専任主査	永 井 紘 作		

【西川都市計画課長】 本日は、ご多忙中のところ小金井市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。審議会委員19名中17名ご出席いただいております。

小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、過半数以上の出席を得ていますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、高橋清徳委員、枝廣委員は、本日ご都合により欠席されることのご連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております、都市計画課長の西川です。よろしくお願いたします。

本日の資料について、確認させていただきます。「資料1 多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「資料2 都市計画の案の理由書」「参考資料 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）案の概要」

本日の審議の資料は以上でございます。資料の不足等については、事務局まで申し出いただければと思います。

それでは、平成26年8月20日に開催した前回の都市計画審議会以後、学識経験委員及び関係行政機関の委員の異動等がございまして、新たに審議会委員にご就任いただいた方がおられますので、ご紹介させていただきます。

村尾委員でございます。東京地下鉄株式会社で役員をされております。前任の古川委員の退任に伴い、平成26年10月1日から委員にご就任いただいております。

【村尾委員】 村尾でございます。よろしくお願いたします。

【西川都市計画課長】 島崎委員でございます。小金井市商工会理事をされております。平成26年10月1日から委員にご就任いただいております。

【島崎委員】 島崎です。どうぞよろしくお願いたします。

【西川都市計画課長】 枝廣委員でございます。小金井警察署長でございます。平成26年8月25日付けの人事異動に伴い、委員にご就任いただいております。なお、本日は公務のためご欠席との連絡をいただいております。

以上で新任委員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、市理事者、事務局を紹介させていただきます。

【西川都市計画課長】 市長の稲葉でございます。

【稲葉市長】 どうぞよろしくお願いたします。

【西川都市計画課長】 副市長の川上でございます。

【川上副市長】 本日はありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 都市整備部長の酒井でございます。

【酒井都市整備部長】 よろしく願いいたします。

【西川都市計画課長】 最後に、私、都市計画課長の西川でございます。

それでは、お手元にさしあげております次第に従いまして、進行させていただきます。本日は、学識経験者委員の改選後、初めての審議会のため、会長が不在となっております。会長選出までの議事につきまして、座長に進行していただくこととなりますが、座長につきましては、慣例により、学識経験委員の中で最年長と思われる委員の方をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【西川都市計画課長】 ご異議なしとのことでございますので、僭越でございますが、ご指名をさせていただきます。委員にご就任いただいた早々で、大変恐縮でございますが、村尾委員が最年長かと思われますので、座長をお願いいたします。

【村尾座長】 ただ今、座長にご指名いただきました村尾でございます。会長が選出されるまでの間、私が座長を務めさせていただきます。早速ですが議事に入ります。

議題は、会長の選出についてであります。会長の選出について事務局より説明をいただければと思います。

【西川都市計画課長】 会長の選出につきましては、小金井市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長は、第3条第1項第1号の委員(学識経験のある者)のうちから、委員の選挙により定める」となっております。つまり、学識経験委員6名の中から、選挙により選出させていただきます。

【村尾座長】 会長の選出は、学識経験委員の中から、選挙で行うとのことですが、いかがいたしましょうか。選挙の方法について事務局より提案等があればお願いします。

【西川都市計画課長】 選挙の方法については、「指名推薦」、もしくは別室で学識経験委員6名により「会長選出」がございしますが、これまでは、指名推薦で選出いただいております。

【村尾座長】 選挙の方法について、事務局から2つの方法について提案がありました。前例に従いまして指名推薦でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【村尾座長】 異議がないようですので、指名推薦で行いたいと思います。それでは、どなたか推薦をお願いします。

【高橋金一委員】 前任期に引き続き、都市計画を専門とされている根上委員が適任ではないかと思いますので、推薦いたします。

【村尾座長】 ただ今、会長に根上委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【村尾座長】 ご異議なしとのことでございますので、根上委員を会長に選出させていただきます。それでは、会長が決まりましたので、座長の任務を終了させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

【西川都市計画課長】 ありがとうございます。

会長が選出されましたので、根上委員は会長席のほうへお願いいたします。それでは、お手元にさしあげております次第に従いまして、進行させていただきます。本日ご審議いただきます案件、諮問1件を、市長の稲葉から読み上げさせていただきます。

【稲葉市長】 諮問させていただきます。小金井市都市計画審議会会長、根上彰生様。小金井市長稲葉孝彦。多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(諮問)。小金井市都市計画審議会条例第1条の規定に基づき、下記について諮問いたします。多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(諮問)。東京都決定。

【西川都市計画課長】 諮問が終了しましたので、ここからは、根上会長に審議会の進行をお願いいたします。

【根上会長】 お集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから、平成26年度第2回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

まず、会長職務代理者の指名をさせていただきます。小金井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、「会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっております。この規定に基づきまして、私のほうから指名させていただきます。

それでは、前職務代理の古川委員の後任の村尾委員にお願いできますでしょうか。

【村尾委員】 職務代理に指名していただきありがとうございます。会長を支えて小金井市の都市計画に寄与していきたいと考えております。

【根上会長】 ありがとうございます。よろしくお願いたしたいと思います。それで

は、お手元にさしあげております次第に従いまして、進行させていただきます。

お手元にお配りしておりますとおり、本日ご審議いただく案件は諮問案件「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。

早速ですが、諮問案件について事務局より説明を求めます。

**【酒井都市整備部長】** それでは、多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、説明させていただきます。なお、これからの説明では「都市計画区域マスタープラン」とさせていただきます。

都市計画区域マスタープランの詳細については、資料1をご確認いただきたいと思いますのですが、本日は限られた時間で説明させていただくため、参考資料でその概要を説明させていただきます。

お示ししている都市計画区域マスタープランの変更案については、東京都が各市町との協議や都市計画原案に対する意見等を経て、都市計画案をまとめており、現在都市計画法に基づき、都から各市町に意見照会されております。

市としては、小金井市都市計画審議会での議論を経た上で、都へ回答させていただく予定でございます。都は、各区市町村に10月24日までの回答を求めており、その回答と都市計画法第17条に基づく縦覧・意見書受付の結果を踏まえ、11月に予定されております、第207回東京都都市計画審議会に付議し、その議を経て決定していく予定でございます。

それでは、参考資料をご確認ください。

都市計画区域マスタープランの役割等について、説明させていただきます。

1ページ左側の「第1 改定の基本的な考え方」と「都市計画区域マスタープランの位置付け」をご覧くださいと存じます。都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、都が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針でございます。端的に申しますと、都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものであることとご理解いただきたいと思います。

資料左下の体系図に示すとおり、都が定める都市計画や、民間提案による都市計画、区市町村が定める都市計画などの具体の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即して決定されます。

なお、都市計画区域マスタープランと同時に改定を予定しております「防災街区整備方針」や、続いて改定を予定しております「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の

方針」とも、整合を図ることとなっております。

次に、改定の経緯についてですが、都は、2004年4月、目標年次を2015年とする都市計画区域マスタープランを策定しました。現行計画を策定後、2009年に「東京の都市づくりビジョン」を改定しており、その内容のうち、都市計画に関する事項を都市計画区域マスタープランに位置付けるとともに、人口減少・少子高齢社会の到来を始め、世界の都市間競争の激化、東日本大震災の発生、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、都市づくりビジョン改定から今日に至るまでの社会経済情勢等の変化も取り入れ、今回、改定を行うこととされております。

なお、本計画につきましては、2025年を目標年次とする、おおむね10年間の計画となっております。

基本的な考え方としましては、地域の自主性を尊重しつつ、かつ、東京としての一体性を確保するため、都が広域的な視点から都市計画区域マスタープランを策定し、地域に根ざした都市計画については、それに即す形で、区市町村マスタープランで定めることとなります。

小金井市都市計画マスタープランとも方向性は整合していると認識しております。

多摩部19都市計画区域につきましては、これまで都市計画区域ごとに策定していたところを、広域的な都市の一体性を確保するため、区部と同様に一体で策定されております。

次に、参考資料の1ページの右側の都市計画案の概要について、説明させていただきます。「第2 東京が目指すべき将来像」をご覧くださいと存じます。東京の都市構造についてでございます。広域的には、引き続き、東京圏全体の視点に立った都市構造である「環状メガロポリス構造」の実現を目指し、国際競争力を備えた魅力ある首都の実現に向けて取り組むとしております。身近な圏域では、誰もが暮らしやすいまちを実現するため、交通結節点などを中心とした集約型の地域構造に市街地を再編していくことを掲げております。

続いて、「ゾーンごとの将来像」をご覧くださいと存じます。

「都市づくりビジョン」で示した5つのゾーン区分に従い、将来像を記載しております。小金井市は、「都市環境再生ゾーン」、「核都市広域連携ゾーン」に属しております。加えて、ゾーン毎に「特色ある地域の将来像」を詳細に記載しております。そこで、小金井市に関することについては、資料1にお戻りいただき、51、52ページをご覧くださいと存じます。

【小金井都市計画区域】として、(武蔵小金井)では、「駅周辺では、道路と鉄道との立体交差化、既成市街地の再開発により、交通広場や道路など都市基盤の整備と、文化、コミュニティ、行政サービス、商業、業務、居住など調和のとれた複合市街地の形成が進み、市の玄関口にふさわしいにぎわいある安全で快適な生活拠点を形成」としております。

(東小金井)では、「駅北口周辺では、土地区画整理事業による市街地の再編が進み、周辺の道路、公園などが整備され、拠点性の向上が図られ、まちの玄関口にふさわしい、しゃれた雰囲気を持つ魅力のある商業地が形成されるとともに、小金井公園などの公園の緑や水辺に恵まれた周辺の環境をいかし、緑豊かな落ち着いたきのある住宅地が形成」としております。この記載については、都市づくりビジョンを参考としております。

参考資料にお戻りいただきまして、「第3 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針」をご覧ください。

【森戸委員】 すみません。何ページか教えていただくと。

【酒井都市整備部長】 参考資料でございます。

区域区分とは、既に市街地を形成している区域または今後市街化を図るべき区域を位置付ける「市街化区域」と市街化を抑制すべき区域の「市街化調整区域」とを区分する、いわゆる「線引き」として知られているものでございます。区部、多摩部とも、原則として現在の区域区分を変更しないこととしております。

なお、小金井市域は、全城市街化区域でございます。

続いて裏面の、「第4 主要な都市計画の決定の方針」をご覧くださいと存じます。ここでは、「東京が目指すべき将来像」を実現するための主要な都市計画の決定の方針を記載しております。

「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発事業」など、都市計画を手段別に7つの分野に区分し、地域特性に応じた都市づくりの方向性や、各種制度の活用方針などを記載しております。

なお、現行の都市計画区域マスタープランから充実させている部分に二重線を引いております。具体的な記載事項の例といたしまして、次のとおりです。

「1 土地利用」では、主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針を記載しております。

「2 都市施設」では、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの整備の方針を記載しております。

「3 市街地開発事業」では、主要な土地区画整理事業や市街地再開発事業などに関する方針を記載しております。

「4 都市防災」では、災害に強い都市の形成などに関する方針を記載しております。

「5 都市の低炭素化」では、エネルギーの有効活用や環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針を記載しております。

「6 自然的環境」では、自然環境の保全、公園・緑地の整備などに関する方針を記載しております。

「7 都市景観」では、風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針を記載しております。

以上のとおり、都市計画区域マスタープランは、東京が目指すべき将来像と、その実現のための都市づくりを、都市計画法の体系に位置付けるものでございます。

都市計画区域マスタープラン改定の主な経緯については、本年3月から、素案について都が各区市町村へ意見照会を行いました。小金井市としては、資料1の7ページに記載されている、生活中心地に東小金井を追加していただく要望等を意見として出し、今回の都市計画案には反映されております。

5月15日に第205回東京都都市計画審議会へ中間報告を行った後、5月16日から5月30日にかけて、原案の縦覧及びホームページでの意見募集を行い、19名の方からご意見をいただいているとのことでございます。

また、6月23日から7月10日にかけて、都庁及び多摩地域、島しょ地域の各会場にて、計5回公聴会が開催され、16名の方より公述があったとのことでございます。

なお、小金井市民の方からの意見はなかったと聞いております。

都は、これら各方面からのご意見を踏まえ記載内容の充実を図り、この度、都市計画案として取りまとめたものでございます。9月19日から10月3日にかけて、都市計画案の縦覧・意見書の受付が行われました。この期間に、3名の方から意見が提出され、そのうち2件が多摩部についての意見と聞いております。意見の内容については、①整備目標や都市計画の決定の方針等に関する全般的なものや、②玉川上水の緑の適切な維持管理を求める旨の意見であるとのことです。この意見についての見解は、東京都が都の都市計画審議会に提出を予定しております。

冒頭で説明しておりますが、都市計画法第18条に基づく区市町村への意見照会が東京都より届いております。市としては、本日の都市計画審議会を経て、東京都に回答させて

いただく予定でございます。

東京都は、各区市町村からの回答と都市計画案の縦覧・意見書の受付の結果を踏まえ、11月に予定されております、第207回東京都都市計画審議会に付議し、その議を経て決定していく予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**【根上会長】** どうもありがとうございました。それでは、これから質疑を行います。ただいまのご説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。

林委員。

**【林委員】** まず、3月に東京都から意見を求められて、小金井市は生活中心地に東小金井駅を入れてくれるように申請したというご報告をいただいているんですけども、東京都に意見を出すに当たって小金井市民に対して意見の聴取などはされたのかどうか確認をさせてください。

それから、資料1の3ページ、「オリンピック・パラリンピックにも対応した先駆的な施設をハード、ソフトの両面から推進していく」と書いてあるんですけども、今、オリンピックについてもいろいろな計画の見直しを余儀なくされているという状況の中で、都市計画の部分にまでこれが入っているんですが、本当にオリンピック・パラリンピックに対応した都市計画が可能なのかどうか。小金井市としてはこれについてどういうふう考えていらっしゃるのか確認をさせてください。

同じく26ページに、公共交通ネットワークのところでは空港の部分に「首都圏の航空機能を補完し、多摩地域をはじめとした首都圏西部地域の交通利便性の向上に資する横田基地の軍民共用化を早期に実現する」という記述があるんですが、これはいつ、こういうことが決まっているのでしょうか。小金井市の上空も、高いので種類が何なのかまでは私は確認することはできませんけれども、たくさんの飛行機が飛んでいます。また、横田基地の周辺では騒音の問題や環境の問題その他、安全の問題からもいろいろな懸念の声が上がっていると私は認識しています。こういった記述をされるに当たって、小金井市はもちろんですけれども、近隣にお住まいの方たちの意見などを聴取されているのかどうか、それについて小金井市としてはどのように考えているのか確認させてください。

それから、ページ数はいろいろなんですけれども、水についての記述が幾つかのところにあります。開発及び保全の方針については、例えば下水道についてや水と緑の調和した景観の形成に関するということは書かれてあるんですけども、地下水をきちんと飲み水

として、また、生活の中で利用していけるような位置付けにはなっていません。小金井市は、皆さんもご存じのように地下水及び湧水を保全する条例というのを持っていて、その中で地下水の位置付けをしています。そういった中で、これだけの記述だと非常に不十分なものだと考えています。小金井市はこういった地下水の保全や涵養、利用についてどのような意見を東京都に出そうとしているのか確認をさせてください。

【根上会長】 4点、ご質問をいただきました。事務局、回答をお願いいたします。

【林都市計画課長補佐】 4問、ご質問いただいたと思います。

まず、生活中心地につきまして、東小金井駅を入れた際、市民からの意見を聞いたかどうかということがございます。東小金井駅につきましては、都市計画マスタープランにおきましては副次拠点という位置付けでございます。東京の都市づくりビジョンにも、武蔵小金井、東小金井を位置付けておりまして、それぞれ生活拠点、生活中心地としまして今回、入れさせていただいたものでございます。市民から意見を聞いてという部分につきましては、都市計画マスタープランの位置付けをもってかえているという認識です。

続きまして、オリンピックの計画について、本当に可能なのかということにつきましては、この計画は都市計画区域マスタープランという性格ということもありますので、オリンピックは進められていくものと思っております。小金井市につきましては、直接の影響はないものと思っております。

横田基地の軍民共用化がいつ決まったことかにつきましては、時期はわかりませんが、東京都全体の方針、計画であるということをご理解いただきたいと思います。

地下水についての記述が不十分とのご指摘をいただきました。地下水の施策につきましては、都市計画区域マスタープランと都市計画マスタープランそれぞれの役割があらうかと思っております。詳細の計画につきましては、都市計画マスタープランが役割を担うということにおきまして、都市計画区域マスタープランにつきましてはこのような形で記載ということをご理解いただきたいと思います。

【根上会長】 林委員。

【林委員】 生活中心地について、これに載せるに当たって市民からこれについて個別に意見を聴取している記述はないという確認でいいですか。わかりました。

オリンピックの影響について、小金井市には影響がないということなんですけれども、そうはいつでもこういうところに載っていて、全く影響がないかどうかはこれからのことになってくると思うんですが、以前にはできるだけコンパクトな形ということで、本当に

多摩はオリンピックからは外れているような形だったものが、今回のことで少し変わってきた。それが是か非かということは、やはりまだ市民の中でも十分には検討や議論はされていない中のことだと考えています。オリンピックを理由にしてこれまでであった自然が壊されるということで、市民の方たちからも大分、反対の意見や運動などが起こっていますので、ここについては小金井市としてもきちんと状況を把握していただいて、自然環境をむやみに壊すことがないような形で進めていっていただけるように要望したいと思っています。

それから、横田基地のことは、東京都全体の方針として理解してほしいとおっしゃいましたけれども、そもそも日本にこれだけ基地があることについてもいろいろな意見があるわけですね。国民全体の中でいろいろな考え方もあり、また一定の方向に行くのではないかと危惧していらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますし、これまでもここについては反対の運動も繰り広げられている。そして実際に今も騒音や安全の問題で大変に不安な思いをされている方たちがいらっしゃる中で、小金井市は至近距離に暮らしているわけではないので遠い話と考えてしまいがちですけれども、こういった問題にもきちんと目を向けられるように、小金井市としても一定の考え方を持って市民の方たちにお知らせしていく必要性もあるのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

水については、先ほど都市計画区域マスタープランとおっしゃいましたか。

**【林都市計画課長補佐】** 細かい施策については市の都市計画マスタープランです。

**【林委員】** こちらに書いてあるからということなんですけれども、これは実は小金井市だけに限ったことではないというのは、市長も答弁をされているように、小金井市でも、きちんと水を使っていくためには、小金井市だけの努力ではなくて多摩全体、また東京都全体で雨水の涵養に努めていかなければ、限られた資源でもありますから、枯渇することにもなっていくかねないわけですね。そうすると、これは上位計画の中できちんと位置付けていくことが必要だと思っています。小金井市の都市計画マスタープランに位置付けられているから大丈夫ということにはならないのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

**【根上会長】** ご質問ということで、再度、ご回答お願いいたします。

**【林都市計画課長補佐】** 横田基地の関係について、私どもでこの記載、位置付けの部分について理解しておるところにつきましては、東京の都市づくりビジョン（改定）平成21年7月のところから引用しているのではないかなと思っています。そのほかにつき

ましては記載のとおりなのかなと私どもは認識しております。

地下水について、先ほどの資料説明にありましたけれども、都市計画区域マスタープランは東京都が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針となります。つきましては、東京都が長期的な視点に立って東京都の将来像を明確にして、その実現に向けた大きな道筋を示すものであるとご理解いただきたいと思います。したがって、市のマスタープランの部分に、都の都市計画区域マスタープランと市の都市計画マスタープランのそれぞれの役割のもとで整理されているものと認識しています。

【西川都市計画課長】 補足させていただきます。

11ページに水と緑のネットワークの形成というところがございまして、こちらに、「河川や道路などの整備に伴う新たな緑の創出とともに、公園、湧水や用水、崖線の緑、農地、屋敷林などを保全させ、水と緑のネットワークが形成されており、都民のレクリエーションの場所としても提供される」ということを東京都全体として考えているところでございます。細かくは、先ほど申し上げましたが小金井市の都市計画マスタープランの記述のように進めていきたいと考えてございます。

【根上会長】 林委員。

【林委員】 オリンピックについてと横田基地については、これ以上は押し問答かなという感じがしますので、とりあえず意見でとめておきます。

水について、今、読んでいただきましたけれども、レクリエーションの場として提供されているという形なんですね。私が求めているのは、きちんと生活の中で使っていける水になっていくように方針を定めていくべきだをお願いしています。これではやはり不十分だと思っていますので、小金井市の条例をベースにした形で東京都に意見を上げていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

【根上会長】 ご意見ということでよろしいでしょうか。

【林委員】 はい。

【根上会長】 では、ほかにいかがでしょうか。

原口委員。

【原口委員】 原口でございます。私も、東京都に言うんでしたら1点、ちょっと心配になっていることがありまして、資料1の31ページ、(2)自立・分散型エネルギー源の確保で太陽光発電設備とあるんですけれども、最近の新聞ですと買い取りをしないう、何か取りやめということになっているものですから、ほかにも風力だとか、いろいろあるとは

思うんですけれども、この辺をできましたら確認しておいて、もしだめになったらどうするんだろうなど、ちょっとそこが心配な部分でした。

あともう一点は、これは都市計画になるのか環境になるのか、木造密集地域の関係が出ているんですけれども、やはり都市景観というか防災の関係なんでしょうけれども、空き家対策についてもぜひ検討を私どもも一緒になってやっていきたいと思います。そこら辺も、至急というわけではないんですけれども、将来的には頭の中に入れて対策を練っていただければと思っています。要望というか意見でございます。

【根上会長】 2点、ご指摘いただきました。1点は自立・分散型エネルギーに関して、2点は空き家問題という視点からのご意見でしたが、事務局、何かご回答するものがありましたら、お願いいたします。

【西川都市計画課長】 お待ちいただいてよろしいですか。

【原口委員】 別に反対というわけではないです。

【根上会長】 1点目は、最近の状況から、ここに書いてしまうと少し不安があるということだったかと思います。2点目は、まだ全体を一字一句読んでいないんですが、空き家問題という視点がこの中に盛り込まれているのかどうかというあたり、もしわかればと思いますが、いかがでしょうか。

【西川都市計画課長】 1点目はご意見ということでお伺いしておきます。

2点目の木造密集地で空き家対策というお話につきましては、11ページの下に「生活拠点や生活中心地を取り巻く低中層の住宅市街地では、空き家の活用や高経年マンションの再生が進むなど、良好な居住環境が形成されている」と書いてございますけれども、これは全部が全部ではないので、こういうことも含めて東京都の施策の中で全体として考えていくということでございます。

【根上会長】 ゾーン別の将来像の中にこういう記述があって、こういう施策も進めていくという姿勢は確認できるということかと思いますが、よろしいでしょうか。

【原口委員】 はい。

【根上会長】 それでは、エネルギーについてはご確認いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

森戸委員。

【森戸委員】 何点か伺います。

1つは、これは東京を含めた全体像を見ながら小金井をどうするかなんですけれども、

先ほど説明があった今回のこの計画については、広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定めて、区市町村マスタープランではもっと密着した都市計画に関する事項を定めるんだというお話でした。しかし、区市町村の自立性を確保しながら、一方で全体的な、一体的なものをつくるというのは非常に矛盾しているところがあって、結局、東京都決定のこの方針に縛られることになるんじゃないかと思います。小金井市域分のところは小金井市がつくってあげたところなんですけど、それ以外のところは東京都が主導してつくられているということなんです。したがって、例えば先ほどの中核拠点があって、都心、副都心、新拠点、核都市があって、生活拠点が、生活中心地がある、こういう位置付けも多分、東京でつくられて小金井が申請をして出すということだと思うんですね。

今、どういう現象になっているかという、一つは臨海部に超高層マンションが次々できてきた。都心のほうは、100メートル級のマンションが300棟ぐらい建っているという影響から、地球温暖化とか東京全体が温暖化現象を起こしている、海風が都内に入らなくなっているという状況が生まれているわけですね。結局、超高層マンションをつくる、今、新たな都知事のもとでは、山手線内の木造住宅は全部、撤去するというので、どうも2000%ぐらいの容積率を持った街を山手線内につくってくる。そうすると、そこから出なきゃいけない方々が多摩にずっと移動してくることになっていくのかなというので、結局、小金井なども受け皿として超高層マンションを建てて、そういう人口増に備える、何かそういうふうに誘導されているような状況になっているんじゃないかと思っています。本当にそれでいいのかなと感じています。その点で、市は、もう大きな枠の中にはまっているのでどうしようもありませんとおっしゃるのか、自立性はこういうふうに確保しているんだとおっしゃるのか、自立性のあるまちづくりという点でどうふうに考えていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

したがって、今回のこの方針は、東京全体から見ると、超高層マンションをつくって、3ページにありますけれども、基本理念、基本戦略があって、基本戦略の中でも「国際競争力を高める質の高い業務・商業機能などが集積した拠点づくりを進める」とか「都市の魅力や活力を高める多様な機能が集積した複合市街地を形成していく」ということになっているわけで、これに基づくと、小金井市も駅周辺に多様な機能を集積させる。以前も言いましたけれども、その周辺はドーナツ現象で、商店もなくなる、病院なども全部、駅に集積されて、本当に歩いて買い物や病院に行けるといって街を阻害することになっていくんじゃないかと思っています。その点も含めて、ちょっと大きな問題かもしれないんですが、ど

う考えていらっしゃるのか伺います。

それから、先ほど林さんもおっしゃいましたが、26ページに空港で「横田基地の軍民共用化を早期に実現する」とあります。実は、東京全体はアメリカ軍の管制下に置かれていて、横田エリアという空域があって、そこは民間航空機、飛行機は飛べない。だから、例えば新潟に行くにしても横田エリアを避けて通らなきゃいけないという状況になっています。しかも、横田基地の騒音公害訴訟などもあって、一定住民が今、訴訟を起こされていると思うんですが、そういう騒音の問題等々を考えると、軍民共用化をすることによって、アメリカ軍の基地を恒久化し、なおかつ小金井上空もそういう民間航空機を含めた騒音の問題などが出てくる可能性が十分出てくると思っています。今でさえ相当大的な音で、どこの飛行機かわからないんですけども、軍用の飛行機が飛んでいます。多分、以前は第一小学校などはウイスキールートという米軍の飛行ルートがあって、小学校の騒音対策として窓をかなり厚くしたという話などもあったんですが、またそういうルートが復活するなども含めて考えると、多摩全体の環境にも影響する問題にもなってきますし、その点から見ても「軍民共用化を早期に実現する」については私は削除していただきたいと思っておりますので、これは先ほど林さんも意見を述べられていますので見解は要りませんけれども、そういう背景も含めてぜひお考えいただきたいということは述べておきたいと思っています。

もう一点は、「主要な都市計画の決定の方針」があって、第4ということで述べられているんですが、ずっと読んでみると、どうも文章上、私はよくわからないんですね。それは何かというと、例えば41ページから「特色ある地域の将来像」とありますよね。小金井のところは51ページなんですが、「駅周辺では、道路と鉄道との立体交差化、既成市街地の再開発により、交通広場や道路など都市基盤の整備と、文化、コミュニティ、行政サービス、商業、業務、居住など調和のとれた複合市街地の形成が進み、市の玄関口にふさわしいにぎわいある安全で快適な生活拠点を形成」とある。これは現状であって方針じゃないと思うんですよ。どうも書き方が、方針、将来像と言いながら現状をここで述べていて、非常に違和感があります。武蔵小金井についてどうするのか。もう道路と鉄道との立体交差化事業は終わっているわけで、今後の将来像をここに書くんじゃないんですかね。小金井市だけじゃなくて、全体の構成がそうなっているんですよ。なぜこういう書き方になっているんでしょうか。小金井市が今後10年間、武蔵小金井をどうするのかの将来像をここに書かなきゃいけないんじゃないんですかね。これだとわからないんですよ。東小金井

も、時間がありませんから全部は読みませんが、「緑豊かな落ち着いたある住宅地が形成」。意味がわからないんです。住宅地が形成されているというのか、住宅地をこれから形成していこうというのか。東小金井についてはまだ区画整理事業が事業中なわけですが、そのあたりの文言の問題をもう一回、確認させていただきたいと思います。

それから、林委員もおっしゃったわけですが、ほかの市を見ると、小金井市は都市環境再生ゾーンと核都市広域連携ゾーンと両方を掲げているわけですね。ところが、ここでは、核都市広域連携ゾーンの位置付けだけが51ページには書かれていて、都市環境再生ゾーンとしての小金井市の役割は全く書かれていない。先ほど、それは何か市のマスタープランに書いてあるからいいとおっしゃるんですが、やはり格付は東京都決定にそれを持っていく必要があるんじゃないかと私も思っています。その点からすると、都市環境再生ゾーンでうたっていることの中で公園の問題などがありますが、都市環境再生ゾーンとして河川の問題や緑の創出、湧水、崖線の緑をしっかりと保全していくんだということを明記していただかないといけないのではないかと考えております。その点が非常に不足しているのではないかと思います。

もう一つ、最後なんです、先ほど冒頭に部長が、住宅市街地の開発整備の方針などとともにこれがあるんだとおっしゃったわけですね。今後、住宅市街地の開発整備の方針には多分、武蔵小金井の北口の問題等々が出てくるんじゃないかと考えているんですが、そのあたりはどういうふうになっていくのか。もう一度、説明していただきたいと思います。

**【根上会長】** いろいろ、6点ほどでしょうか、ご質問いただいたかと存じます。3点目の横田基地についてはご意見ということで、ほかの点について、事務局、ご回答をお願いいたします。

**【林都市計画課長補佐】** 1問目の縛られるのではということなんですけれども、都市計画区域マスタープランは広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定められております。よって、都市計画の大きな方向性は示しているものと考えております。市の都市計画マスタープランでは、地域に密着した都市計画に関する事項について定めるとい形になっておりますので、市の独自性を否定するものではないと認識してございます。都市計画区域マスタープラン、市の都市計画マスタープランのそれぞれの役割の中で整理されてくるものと考えております。

集約型の地域構造につきましてご質問いただいております。こちらは、人口減少社会においても東京都がさらに活力を高めつつ、子育て世代や高齢者を含め誰もが活動しやすく

快適に暮らすことができる都市づくりを進めていくため、身近な地域などにおける集約型の地域構造への再編の必要性を示すのが今回の改定と理解しております。

また、文章としては、将来像を目指して現在進めていると理解してございます。

【森戸委員】 意味がよくわからない。将来像を目指して現状を書いている…。

【根上会長】 この記述が、語尾がはっきり書いていないこともあってわかりにくいというご質問ですが。

【林都市計画課長補佐】 将来像を目指して現在まちづくりを進めているというところから、双方が近似値、近づいてきておると認識しております。先ほど住宅市街地の開発整備の方針等についての関係ということでございましたので、それぞれの計画につきまして都市計画区域マスタープランに沿って定められていくものと考えております。参考資料の都市計画区域マスタープランの位置付けの絵のとおりと理解しております。

【根上会長】 森戸委員、漏れているものはなかったでしょうか。お願いします。

【森戸委員】 まあ、いいです。ありがとうございます。

1点目なんですけど、最初の質問に対する答えと最後の質問に対する答えは非常に矛盾しているんですね。なぜかという、今回の都市計画区域のマスタープランについては、広域的なものに配慮する、地域に密着したものを含めて地域の自立性が尊重される、保障されるとおっしゃったわけです。ところが、最後、住宅市街地の開発整備の方針はどうかという、区域マスタープラン、つまりここに沿って定められていくとおっしゃったんです。ということは、広域的なことに配慮すると言いつつ、結局、東京都の都市計画区域マスタープランに基づいて各区市町村が個別具体的なものを決定していかなきゃいけないということに、実情はなっていくんじゃないですか。

したがって、例えば武蔵小金井駅南口第2地区の問題、今後出てくる武蔵小金井駅の北口の問題、さらに出てこようとしている第2地区の西側共同マンションの問題が、具体的にはこのマスタープランを基本にしながらつくられていくことになっていくわけですよ。そうすると、高度な建物やいろいろな機能を集積するということがこの中にうたわれているとなると、再開発イコール超高層マンションを建設するという流れにつながっていくんじゃないか。そういう都市計画のあり方が防災上も含めていいのかどうか問われるんじゃないかと思っています。その点で、どこまで自立性が担保できるのか。武蔵小金井の北口や今後、行われるさまざまなまちづくりについて、小金井市としてどういうスタンスで臨まれるのか。都市計画マスタープランもありますし、そういうことも含めてしっかりと

検討していくべきだと思っているんですが、どうでしょうか。

次に、1ページの「改定の基本的な考え方」の基本的事項の下から2行目は、「都市計画基礎調査などを踏まえ、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、都市計画区域マスタープランの変更を適時適切に行うものとする」ということになっています。実は、平成17年の前回決めた、これまでの小金井の都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中には、社会経済情勢の変化の前には、「人口構造、産業構造、技術動向、財政見通しなど社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合」と具体的なことが書いてあったんです。ところが、そういう具体的なものが今回は削除され、単に「社会経済情勢の変化」という文言だけに終わっている。しかし、今、財政見通しを見ると、到底、今後、開発にお金を振り向ける予算はほとんどないに等しい状況ではないかと思っています。武蔵小金井の北口を含めて、この方針に沿って行うとしたら、当然、再開発になり、そこに市が補助金を出すことにつながっていき、どうもマンションの建て替えも再開発でという話も出ているようであります。そうすると、小金井市が本当にどこまで財政的に出せる見通しがあるのか。そのことをもって進まないで、結局、高度集積によって、保育園はつくらなきゃいけない、学校も足りなくなる、ごみはどうするという話になってくるわけで、そのあたりをきちっと見通していく必要があると思っています。

したがって、もう一つの問題は、なぜ今回、具体的な社会経済情勢の中身をこの文言に入れなかったのか。さっき言った人口構造や産業構造、技術動向、財政見通しなど社会経済情勢の変化の対応が必要となったときには変更もあるよということをやらないと、これでは社会経済情勢の中身がよくわかりません。その点はどうか考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

もう一つは、基本理念、戦略の問題で、機能の集約化と高度化は、私はよくないと思っています。人口減少社会、高齢化社会だからこそ、集約すればするほど高齢者が快適に暮らせるかどうかはわかりません。やっぱり、街のそれぞれ歩いて買いに行けるところに商店があり、商業が集積し、病院があり、保育園があり、特養ホームがありという中で高齢者が快適に暮らせることになるんじゃないか。わざわざ坂下からC o C oバスに乗って駅まで出ないと買い物ができない、病院にも行けない、これでは快適とは言えないんじゃないかと思っています。その点でどうか。

それから、東京全体も、そういう意味で超高層、超高度の容積率、あと空間容積率を今度もまた使って、高速道路の地下を塞いで、その空間の容積率をその沿道に加算すると

いうやり方などもこれからとろうとしていますけれども、本当にそういうことを将来、10年後を見越してやる方がいいのかどうかは私は疑問に思っていますので、そのことは申し上げておきたいと思います。

住宅市街地の開発整備の方針は、冒頭にも言ったんですが、区域マスタープランに沿って定められていくとしたら、いつごろ、どういう形で都市計画審議会にかけられるのかという点については伺っておきます。

【根上会長】 何点かいただきました。東京都の作文にかかわる部分など答えづらい部分もあろうかと思いますが。

【森戸委員】 もう一つ、作文のあり方なんですけれども、今のお話だと、将来を目指して現状があるというのは意味がよくわからない。小金井市の書き方なんですけれども、将来、どういうことを目指すのかをここに書くんじゃないですか。ここに書いてあるのは現状の問題ですよ。51ページ、生活拠点を形成するのか、生活拠点が形成されるのか。52ページは、緑豊かな落ち着いたある住宅地が形成されているということなのか、住宅地をこれから形成するのか。そのあたり、文言が非常に曖昧でよくわかりませんので、どういうことを目指しているのかをもう一回、お答えいただきたい。

【根上会長】 わかりました。

ご回答いただく前に、私の理解ですが、多分、これは形成されているというようなことだろうと思いました。この将来像というのは、現状と将来像はそれほどかけ離れたものというよりも現状の延長、しかも市の都市計画マスタープランの中で目標を定めて進めてきた、今はその途中にあつて、それをこのマスタープランと整合させるということで、市のマスタープランにあつた文言などと整合を図りながら入れている関係で両方の性格を持っているというお答えだったんじゃないかなと思います。

それでは、ほかの点も含めて事務局からご回答いただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。何点かあつたかと思いますが。

【西川都市計画課長】 都市計画区域マスタープランと市の都市計画マスタープランとの優位性というものだと思うんですけれども、こちらにつきましては、今、ご審議いただいているのは東京都の区域マスタープランですので、先ほどから出ておりますけれども、広域的な観点から、東京全体のことを記載しているものであります。そういう関係から、個々具体的な、地域的なものについては各区市町村で定めているマスタープランに沿って進めていくと先ほどから申し上げているかなと思っております。区域マスを変更すること

につきましては、こういう形で今、都市計画審議会でご審議いただいていますので、その中でご意見をまずいただいて、この審議会の中でのご意見があるのかどうなのか、このまま進めていってよろしいかどうかをご審議いただければいいのかなと思っております。

それから、文章の表現につきましては、会長がお考えになっているのと同じでございます。

【村尾委員】 よろしいですか。

【根上会長】 今のはご回答がまだ幾つかあったと思うんですが、関連する話ですか。

【村尾委員】 はい。

【根上会長】 では、関連する話ということですので、村尾委員。

【村尾委員】 今回の東京都が云々じゃなくて、ほかの市の都計審も私はやっていますけれども、区は、東京都市計画で1つの都市計画区域で全部、十把一絡げになっている。多摩部については、まさにここに書いているとおり、19の都市計画区域があった中で個別の都市計画区域ごとに定めていたのを、今回、19都市計画区域を1つの固まりとして、都が打ち出していくということです。各市でも、私が属している都市計画審議会でも、こういうことを書いてくれないのは云々かんぬんという議論になっちゃうんですけども、書いていないものについては、まさに地方分権で小金井都市計画の中で定めればいだけの話なんですね。先ほど林委員がおっしゃっていたように、19都市計画全体で守らせなきゃいけないんじゃないかということだけ都の方針として打ち出してほしいという意見は言ってもいいと私は思うんですけども、それを聞くかどうか、ほかの市はそんなものは要らないという意見が出ているかもしれないし、それを総合的に広域行政として19都市計画の中に定めていくかどうかは、いわば広域行政をやっている東京都側の判断なんだろうと私は思います。だから、そこをきちっと仕分けして議論しないと、ここを書いていないから、こういうのを書いていないとおかしいよねという議論は、むしろ書いていないほうがいいので、どこかの市がぜひこれを書いてくれと言って東京都がその方向でいったら、例えば各区域、19都市計画区域の中の10の都市計画区域の市がその方向でいこうとなったら、残りの9都市計画はそれに従えということなんです。

だから、書いていないということはむしろ好ましいので、自分たちの都市計画区域の中でどうやっていくのかを議論すべきであって、今、19都市計画の議論をしているので、19都市計画を見越したときに、こういう問題は全ての19都市計画にかかわる問題だから、武蔵野都市計画だとか小金井都市計画でやっているんじゃない問題なので、全体とし

て書くべきでしょうというのが大事なんじゃないかなと私は思うんですね。新しい試みなので、今までは各個別の都市計画区域ごとの計画をつくっていたので、極めて細かい。言ってみれば、細かいということは、要するに東京都が市の部分についても縛りをかけていたということなので、それはむしろ下がって市の都市計画に任せられていると考えるべきだと私は思っています、その意味では、書いていないことはむしろ好ましくて、そこを書くのが我々都市計画審議会と市の行政のキャッチボール、もしくは議会のキャッチボールで決めていけばいいのではないかと考えています。

【根上会長】 ありがとうございます。市区と都との役割分担というような観点で、あまり細かなことまで書き込まれないほうが独自性が確保できるということで、先ほどの将来像の文言も、作文としてはあまりできはよくないんですけども、逆に幾らでも解釈できるという書き方のほうが自由にできる面もあろうかと思えます。

【森戸委員】 すいません。あと、社会情勢のところの、前回、入っていたことが除かれているんじゃないか。

【根上会長】 冒頭の作文の部分、記述がやや省略されたという部分はいかがでしょうか。これも東京都の作文なので、そこまでわからないかと。

【村尾委員】 そこも、例えば経済情勢の変化が小金井市にはなくて武蔵野市にあって変えてくれといったときに、小金井市は個別のこの改定のまま、前のまま守ってくださいと東京都に言えるということであって、全て具体的に書いてあれば、全体を動かすときには、どこに該当しているのか、いないのかという議論になるわけですよ。だけど、そこを個別具体的に書いていなければ、各市は、自分のところはこういうので困っていて、ほかの市もみんな困っているはずだから改定すべきだという意見が担保されていると考えたほうがいいんじゃないですか。むしろ個別に書かないほうが、小金井都市計画はこういうので困っているんだから、東京都は全体、19都市計画を見越して、そういう市が過半を占めているので変えていくべきではないですかと言えるんだろうと思うんですね。個別具体的に書いているということは限定列挙なので、そこに該当しない場合は変えませんよと、むしろ都側にいくらでもキーを渡すようなことになって、書いていなければ我々として議論ができる。こういう状況になっているんだから、東京都は19都市計画の上位計画の中でいろいろ変えてもらいたいという意見を述べられるということが担保されていると思うんですよ。それを具体的に書いていなければ、これには該当していませんよと、最終的には都に解釈権があるわけですから。

【森戸委員】 東京都にあるわけですね。

【村尾委員】 19都市計画の権限は東京都にありますから、自分たちはそう思っていないと言われれば終わりになっちゃうわけですね。だけど、具体的に書いていなければ、19の都市計画を所管している部署が19に共通の問題だと、ここには具体的に書いていないけれども、想定していない問題が起こっているんじゃないかということで改定を望むことができると思います。

【森戸委員】 大変勉強になるお話なんですが、そうすると、例えば19都市といっても財政力はそれぞれなんですね。武蔵野市などは個人市民税だけでなく地方税全体がトップという中で、小金井市との行政サービスの格差を見ると、相当違うわけです。しかし、個別の小金井市のいろんな状況が出てくる。これから、例えばごみ処理施設の負担が非常に大きくなっていく。それはほかの18都市にはないことで、そのときに、では小金井市だけ、これはやりませんよという権限があるのかどうか。それはなくなるわけですね。19都市がまとまらないと、うちは大丈夫だよと言われれば、それはもうないということでもいいのかどうか。村尾委員に確認するのは大変申しわけないんですが。

【村尾委員】 私は答える立場じゃないです。

【森戸委員】 そうなんですね。

【根上会長】 ご意見をいただければ。

【村尾委員】 言ってみれば、例えばこの中に各市で個別に都市計画施設としてのごみ処理施設を設けろと書いていけば、当然、反対すればいいだけの話で、そこについては触れていないわけですよ。ということは、それ以降の話については各市並びに各都市計画に任されていると解釈すべき話であって、むしろ書いていないとか、むしろ経済情勢についても、書いていないということはお互いに話し合いをしながら各市の情勢、財政状況に基づいてそれぞれの都市計画を定めてくださいということですから、小金井都市計画の中で、こういう状況の中で財政状況がこうだから、ほかの市とも一緒にこういうものを都市施設として、小金井都市計画区域外ですけれども都市計画で定めていこうとかいうことは可能になるように書かれていると私は思います。それは事務局の方がどう解釈しているかだとは思いますが。

【根上会長】 社会経済情勢の変化について具体的な記述を避けたというのは、あえて解釈するとなると、今回の方針の改定の中で、ゲリラ豪雨の問題で予想していなかったような降雨量があって、具体的に数値を上げて整備を推進するという文言を盛り込んだり、大

分、状況が適宜変わる、突発的なことで変わることもあるので、あえて限定は避けたというところではないかなと私は考えたところです。何か突発的なことがあれば、またその都度、見直すということも含めてじゃないかなと私は解釈しております。

今のやりとりもありましたけれども、事務局、補足説明はどうでしょう。コンパクト化に関連して、駅ばかりに機能が集中して周辺が不便になるんじゃないかというご懸念もあったかと思ひますし、高齢者が生活する上でコンパクト化が必ずしもふさわしい状況かどうかというご懸念もあったかと思ひますが、そのあたりも含めてご回答いただければと思ひます。

【西川都市計画課長】 生活拠点と生活中心地のお話でございますけれども、これまでににつきましては、社会経済などの成長がありまして、それを持続するという前提でまちづくりが進められてきたと考えております。ところが、現在は、2020年をピークに人口減少という局面を迎えることが予想されております。また、人口減少だけではなく少子高齢化社会も迎えていくということで、都内全ての地域において、市街地が拡大していった機能のまま、これまでと同様に多様なサービスを提供していくことはなかなか難しくなってくるのかなと考えてございます。そのような予測が出ていることから、今回の都市計画区域マスタープランの改定におきましては、集約型の地域構造への再編を進めることの重要性を示しております、区市町村と連携して生活拠点の形成などを進めていくというようなことで考えてございます。このように、集約型の地域構造への再編につきましては、地域全体で集約された生活機能や利便性を享受できるまちづくりとしていくものでありまして、寂れていくという考え方ではないという考え方でございます。

【根上会長】 よろしいでしょうか。この拠点への集約化は、どちらかというところと地方都市のようなところを念頭に、市街地のコンパクト化を図るための国の方針を東京都がそのまま受けてこういう形にしているの、やや東京では分かりにくい。具体的に市街地を集約することを前提にしたマスタープランというのも東京ではちょっとわかりにくい部分はあるかと思ひますが、森戸委員が先ほどご指摘したように、やはり財政の問題もありますので、どこかにある程度、都市を集中せざるを得ないという状況の中で、そこはどこののか、駅なのかについてはまだ議論の余地はあるかと思ひます。今回のマスタープランではこういう形で拠点明示されましたけれども、それがそのまま市の都市計画に適用されて、駅だけに開発を限定するという話でもないかと思ひておりますので、ご懸念はお伺いいたしました、いかがでしょうか。そういう市からのご回答もありましたが。

【森戸委員】 会長でいろいろまとめていただきまして、ありがとうございます。

ただ、やはり私は、事業の何を行って何をやめるのかということがこれから迫られてくる時代だろうと思っております。人口減少で税収はそれほど増えないという流れの中で、では都市計画として何を本当にやっていかなきゃいけないのか。公共施設の老朽化で、耐震補強などもまだ残っています。小金井は一番早く下水道を整備したので、これの長寿命化計画に基づく税金投入もあるという流れからすると、この区域マスタープランに書かれている中身でいくと、いけいけどんどんみみたいな状況がこの文章の中には透けて見えてきて、各市の経済状況、財政状況を見て判断するマスタープランになっているのかという点では懸念はちょっとぬぐえないなと思っておりますので、そういう意見は表明させていただきたい。

もう一つは、先ほどあったように19都市となると、これから19都市が一緒に何か声を上げないと物事が進まないということになっていくんですかね。そういうことではないということかは確認させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【根上会長】 それについては事務局、ご回答をお願いします。

【林都市計画課長補佐】 そのような状況になれば、これまでもそうですが、連携をしていくことが考えられるのではないかと思います。

【森戸委員】 意味がよくわからない。19都市が何かまとまって意見を言っていく。例えば、1市だけがこれはちょっと無理だよと言っても、その意思はもうこの区域マスタープランでは通らないということになっていくんですか。

【根上会長】 多分、これは今まで都市計画区域ごとにマスタープランを定めたものを1つの文書にまとめたというぐらいのことかなと思っているんですが。

【原口委員】 個別ごとの区域ではないですから。

【根上会長】 内容的には今までのものをそのまま踏襲して、それが1つのものになったような状況です。事務局、お願いします。

【西川都市計画課長】 整備、開発及び保全の方針、区域マスタープランの1ページ、(1)目標年次の上5行目ぐらいのところでは、この区域マスタープランにつきましては「市町間における連携や調整・補完機能を果たすため、19都市計画区域について一体のマスタープランとして策定し、複数の都市計画区域にわたる広域的・共通的事項を示す」ということになってございますので、1つが変わるだけというところではなかなかなくて、共通的に各区市のマスタープランを東京都で集約して、今後の方針という形で示している

ものと解釈してございます。

【根上会長】 よろしいでしょうか。

【森戸委員】 はい。

【根上会長】 広域的・共通的事項を示したものだをご理解いただければいいかなと思います。ちょっと森戸委員とのやりとりが長引きましたが、ほかの委員の方もぜひご発言ください。いかがでしょうか。

白井委員。

【白井委員】 幾つかありまして、さっきから出されていた地域の将来像をまた繰り返す形になってしまうと思うんですけれども、さっき村尾委員から非常にわかりやすい解説もあり、逆に言うと、あまり具体的に書いていないほうが、ある意味、地域の特性でその後、できるという話だったと思うんですね。

そこで、52ページの東小金井のところを見ますと、あえて具体的に「しゃれた雰囲気を持つ魅力のある商業地が形成される」と書いてあるのが個人的に非常に気になっておりまして、それだったらいいんですけれども、しゃれたというのは人によって価値観はさまざまですから、何に対してしゃれていると感じるかの定義は非常に難しいと思っているんですよね。何でここに「しゃれた雰囲気を持つ」とわざわざ縛りを入れるような具体的な表現を入れているのかは一応、確認したかったんです。逆に言うと、「しゃれた雰囲気を持つ」をとってしまって「魅力のある商業地が形成される」だけでも、その後、いろいろ具体的にやっていく上でやりやすいんじゃないかなとも思いますし、そこはちょっと確認をさせてください。そこが1点です。

もう一点、これは小金井の話ではなくて、都の区域マスタープランに係るところで、28ページの次のページ、交通網ですね。幹線道路網があって、高速道路ネットワークが参考附図6としてあるんですね。ここに、供用中もしくは事業中、あとは検討路線、構想路線、さまざまあるんですけれども、例えば先ほど森戸委員からも人口減少の社会になるという話がありました。それが一般的な理解だとは思いますが、そういった中で、これから検討する路線、構想する路線がどこまで具体化されていくのかは真剣に考えていかないと、さっき森戸委員がおっしゃったように、税収がどんどん減っていくわけですよ。要するに、行政機関でお金を使えるパイがどんどん減っていくわけですから、そもそも老朽化したものを維持していく維持管理でお金がどんどんかかっているのに対して、これからまた新しい道路をつくっていくことが人口減少社会の中で本当に必要なのかどうかを考

える必要があるんじゃないかなと私は思っているんですけども、それを今、確認を求めても多分、なかなか答弁は難しいと思いますので、もしよろしければ学識の方などでこれについての意見があれば伺いたい。今、ここでこの議論をするのが適切かどうかはあると思うんですけども、やっぱり都でこれが定められてしまうと、こういう路線がある意味、既定になってしまうことは考えられると思うんですよね。まだ構想中、検討中というところかもしれませんが、検討になってしまうと本当に具体化していくこともあり得ると思うので、多摩新宿線という路線なんかでいうと、小金井市は多分、直接、路線エリアを通らないと思うんですが、何かしら関わってくるところもあると思いますし、都民と考えると、やっぱり適切な税金の支出ではないかなと私は思っているんで、これに関しては、部局もしくは他の委員の方で何か見解もしくは意見等々をいただけるのであれば、私としては少しもんもんとしておりました、その辺言っていたければなと思うところであります。

最後に1点、これは事務局に確認したいんですけども、外部資料の1ページ目の右側、都市計画案の概要の「第2 東京が目指すべき将来像」で、今、お話をした高速道路網とも関連するんですけども、基本的にこれは東京都だけの問題じゃないと思うんですよね。なので、これに関しては、こういうふうにメガロポリス構造という形で首都圏をまたいでこういう構想があること自体は、当然、関連する他県との調整があつてこういう構造ができ上がっているということで間違いないかは確認だけさせていただきます。

以上3点です。

**【根上会長】** どうもありがとうございました。2点目はほかの委員の方にもということでしたが、まず事務局からご回答いただきたいと思います。

**【林都市計画課長補佐】** しゃれた街の文言について今、確認させていただきたいと思っております。

**【根上会長】** しゃれ街条例の活用を誘導しているわけではないのでしょうか。

**【永井まちづくり推進課専任主査】** しゃれ街とは違います。

**【森戸委員】** 東小金井の地区計画の中にそういう文言が入っているのでは。

**【永井まちづくり推進課専任主査】** その経緯を調べています。

**【原口委員】** 学生が多いですからね。

**【森戸委員】** そう。今も学生が多いし。

**【酒井都市整備部長】** ちょっと調べますので。多分、地区計画かなと思います。

**【森戸委員】** 地区計画上の文言か何か。

【酒井都市整備部長】 何かを流用していると思います。

【森戸委員】 ただ、「しゃれた」と言われると、ちょっと。

【白井委員】 あまりそれで時間をとるのも何なので、もともと東小金井の地区計画にもそういう文言が入っているということですね。しゃれたということは、さっき私も逆に具体的に記述とは言いましたけれども、人によってしゃれたは違うということであれば、別にこだわる必要はないかなと思います。なので、その経過は別にいいです。

【根上会長】 わかりました。今、ちょっと確認いただいています。

【西川都市計画課長】 資料でお渡ししています東京圏全体の環状メガロポリス構造は、確認はしてございませんけれども、当然、こういうところで書かれてございますので、その中で調整の上、こちらに書かれていると思ってございます。

2点目の道路のネットワークについては、委員のほうでお話しされたほうがよろしいですか。

【根上会長】 もし事務局からご見解があればということです。

【白井委員】 事務局で何かあれば。

【西川都市計画課長】 事務局としましては、これは東京都が作成しているものですが、広域的なことが書いてございまして、道路のネットワーク全体のこと、都市計画道路全体のことをあらわしておりますので、これに即して東京都と連携して進めていきたいと考えてございます。

【白井委員】 東京のネットワークについて、私は、人口減少社会をこれから迎えるに当たって新しいものをつくってどうするんだというだけの話をしたんですよ。ただ、今、答弁で、都と連携して進めていくという表現をされたんですけれども、小金井市は都と連携してこの東京の計画道路ネットワークを進めるんですか。構想段階の路線は、どの路線も別に小金井市はかかっていないですよ。かかっているんですか。

【西川都市計画課長】 こちらでかかっていることはないと思っていますけれども、例えば交通混雑の緩和などの文言一つずつを見ていきますと、これにはやはり小金井市もかかっているということを考えまして、東京都とも連携するというのは、都市計画道路をつくるに当たってはいろんな作り方があるわけですが、みちづくり・まちづくりパートナー事業などもあわせて東京都と連携して道路をつくっていくという意味で申し上げます。

【根上会長】 よろしいですか。ちょっとかみ合っていなかった部分もあろうかと思

ます。環状メガロポリス構造は急に出てきたものじゃなくて、もう十数年前、2000年ごろでしたか、こういう構想が出てきて定着しているということかと思います。

【西川都市計画課長】 お時間いただきましてありがとうございました。

しゃれた雰囲気、しゃれたまちづくりということでございますけれども、まちづくりの方針としまして、平成18年12月に東小金井駅北口まちづくり協議会で、将来の街並みの取りまとめという中にしゃれたまちづくりという記載がございます。

【根上会長】 地元のほうから出てきた言葉とご理解いただければと思います。

それでは、2点目の道路の件について、少しほかの委員の方からもご意見あればとのことですが、いかがでしょうか。

村尾委員。

【村尾委員】 高速道路ネットワークは人それぞれによって見方が変わっていて、私も現職のときは三環状道路を整備推進する立場におりましたので、確実ではないですけども、ここに書いている高速道路ネットワーク、参考資料、附図6というのは今回、新しく入れたようには見えないんです。もともとこのぐらいの絵はずっと構想されていた。

それから、黒くなったのが大分増えてきて、例えば平成27年ですと圏央道が9割近く仕上がるような状態が出てきます。少子高齢化と高速道路ネットワークの議論は立場によってもものすごく見方が違ってしまっていて、私個人の意見では、少子高齢化であればあるほど生産効率などを高めていかないと今の暮らしの状況は維持できないんじゃないか。したがって、物を早く運んだり物を効率的に運ぶ必要性は今以上に求められてくる。鉄道貨物という部分もちろん重要ですけども、道路による物流はある意味、かなり重要性が高まってきて、例えば熊本のスイカなんかはばんばん築地市場に入ってくるんですが、ようやく宮崎の高速道路ネットワークができてきて、宮崎のマンゴーが築地で出回るようになったとか、もっとさかのぼって言えば、例えば孺恋のキャベツや八ヶ岳のレタスなど、新鮮な野菜なんかは全国で流通し始めて、おいしいものを食べたいという都市側の要求に対して各地方都市がそれぞれ競争する。Aという市とBという市のレタスがほぼ同じぐらいに東京市場に入ってくると、両方でおいしいレタスをさらに競争してつくる。そこが市場経済の持っている力じゃないかなと思って、日本の野菜は安全でおいしいよねというのは、東アジアや東南アジアも含めた地域にとって、これから日本にとってプラスに動いていくとすれば、そういう国内の市場経済を支えるインフラがあるからじゃないかなと私は個人的に思っています。

もちろん意見が違う方は、メンテナンス費用がかかるのに、そんなにいっぱいいつくってどうするんだという議論はもちろんあるんですね。だけど、メンテナンス費用を生み出すのも、要するにGDPが増えていくかどうかの勝負であって、GDPが増えていかない方向にあればメンテナンス費用も出ないし、今の道路ネットワークや高速道路ネットワークも担保できない。そうすると、負のスパイラルになって、江戸時代的な暮らし方、みんなで麦を食べて多摩でとれる野菜だけ食べて暮らしますかということを受容するという国民の納得が得られるのであれば、その方向で進めればいいでしょうし、いや、俺はやっぱり宮崎のマンゴーを食べたい、さらに半額ぐらいで食べたい、3分の1で食べたいとなると、宮崎のマンゴーと、熊本がマンゴーをつくり始めて、あんなに高く売れるなら俺たちも東京市場に出そうという戦いというか、地方の活性化の一つの装置かなという感じは持っています。したがって、路線がネットワーク化すればするほど多様なルートがとれるようになって、何かがあっても滞りなく東京や都市間を動くためにも、私は要るのではないかと思っています。学識経験委員になって自由な立場を得たつもりなんですけれども。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

谷本委員。

【谷本委員】 村尾委員にしゃべられてしまったので、なかなかしゃべりづらいんですが、東京都の立場からしますと、高速道路ネットワークの必要性というのは、一つは環状線が一番重要なところでございます。東京を通過する交通が今、中央環状線に入ってくるときに渋滞が発生しますので、外側に環状線をつくることによって渋滞を解消する。渋滞することによって経済ロスが発生しておりますので、環状線ができることで経済ロスが軽減することによって経済が発展しますし、税金もアップするということから、道路の必要性はあるかなということです。

【根上会長】 いかがでしょうか。今、お二人の委員からご発言いただきましたが、白井委員、何か。

【白井委員】 全く否定する気はないんですよ。結局、今書かれている構想と検討の路線が無条件に全て着工にかかるかみたいな話になることはやっぱり避けたいですし、おそらく費用便益分析などをやった上で、何かネックになって、経済成長だったり、いろいろ問題があるのを解決する手段として、例えばこういう路線だけはこういう理由で必要だというあたりが、国民というか都民というか、首都圏の合意をきっちりつくった上でやるということであれば、私としては全然問題ないわけですよ。ただ、こういう図を見せられ

てしまうと、何か基本的にこれは何十年か先に実現するんだよみたいな絵を見せられているような気がしまして、そこで1点、ちょっと懸念を示したという意味合いでございます。なので、お二人からご意見いただきまして、それに対しては100%納得ではないですけれども、理解はしたところでございます。

【根上会長】 ありがとうございます。

森戸委員。

【森戸委員】 反対の意見がないとというわけではないですけれども。

【原口委員】 無理に言わなくても。

【森戸委員】 無理に言うつもりはなかったんですけれども、やはり外かく環状道路だけでなく全体的な環状道路の建設は、先ほど白井さんもおっしゃったように人口減少の中で本当に必要なのか。外かく環状道路も、地下を通らせるということで1メートル1億円かかる道路計画になっていて、東京都はお金があるのかもしれませんが、もう少し認可保育園に回していただいたり、特養ホームも足りなくて本当に大変なので、これは都市計画とは別の話にはなってくるんですが、必要なんじゃないか。

もう一つは、先ほど村尾委員もおっしゃったんですが、地産地消をどう進めるかが非常に大事になっていて、東京の農業を守っていく、その地域で朝、とれたものをきちっと食することができるという日常的な自給率の確保は必要で、遠くから来るものは、新鮮なものはいんですけれども、私は、やはりそこをまず大事にするべきで、東京一極に集中することで、結局、いろんな道路網をつくらないと車も渋滞するという状況になっていて、今、地方の過疎化が進んでいる中で、社会のあり方全体を見直していかないと日本の経済も成り立っていかないんじゃないかと、私なりの本当に少ない情報なのかもしれませんが、そういうふうに感じておりますので、こういう道路の建設は今後は見直していったほうがいいのではないかという意見だけは申し上げておきます。

【根上会長】 ありがとうございます。ご意見ということで承りたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員。

【五十嵐委員】 簡単に教えていただければと思います。広域的な都市計画マスタープランということで、小金井市の自分たちへの影響と全体的な変化に対してどういうふうに認識したらいいのかなと思いつつ、いろいろお話を聞かせていただいて、大変勉強になりました。東京も人口減少に向かっていくということで、広域的に都市計画の部分でも考え

ていかなきゃいけないという新たな提案なのかなと認識いたしました。

それで、具体的なところで、小金井でどういう影響があるのかについて、もし掴んでいるようでしたら教えていただきたいところを二、三お聞きしたいと思います。

先ほどもちょっと会長から出ましたけれども、今、自然現象が大分変わってきて、急に激しい雨が降ったりという背景があるからだと思うんですが、27ページに下水道及び河川の都市計画の決定の方針というところがありまして、一番下の河川で「優先度の高い流域から時間最大75ミリ、65ミリの降雨に対応した調節池などの整備を進める」とあります。これは具体的に小金井市が何か影響を受けるか、該当するところがあるか、政策として何か具体的に影響を受けるものがあるかどうかをお伺いしたいということが1つです。

次のページにも、その他の主要な都市施設などの決定の方針のところでも幾つか出ていまして、廃棄物処理施設、リサイクル施設のところでは「広域的な視点で適正に配置」という言い方があります。ということは、これまでも言われてはいたと思うんですけども、いわゆるごみ処理施設みたいなものは1市ではなくて、やっぱり数市でやっていくような方向性は、これまでと同様なのか、もう明らかにしたということなのか、特に今、小金井市がどうということではないですけども、これからの方針として明確になっていくということなのかどうか教えていただきたい。

あと、その下の一団地の住宅施設のところで「一団地の住宅施設の都市計画を廃止し」という表現があるんですが、例えばこれに関して小金井市がどこか該当するところがあるのかどうか。この3点について教えていただきたいと思います。

**【根上会長】** それでは、ご質問の3点、ご回答いただきたいと思います。事務局。

**【西川都市計画課長】** 1問目の豪雨の関係につきましては、河川を管理している北南建所長がいらっしやいまして、その前に私が発言していいのかなというのもありますけれども、事務局の考え方をここで申し上げますと、時間75ミリの降雨というのは東京都の区部の中での降雨量を考えております。多摩部につきましては65ミリの降雨量と決定してございまして、現在、東京下水道の降雨量につきましては時間50ミリで設計してございます。となりますと、ちょっと足りないなというところがございまして、下水道課のヒアリングをしている中では、現在小金井は合流式の区域が大部分なものですから、合流改善という形であることが第一だということ、それから、先ほど森戸委員もおっしゃっていましたが、小金井は下水道が普及するのが早かったものですから、その長寿命化に取り組んでいるということもありまして、今後、ゲリラ豪雨等に対しても順次、取

り組んでいくと話を聞いてございます。

【林都市計画課長補佐】 2点目のご質問にお答えしたいと思います。現行の記載につきましては、「ごみ処理施設につきましては、人口動向等を勘案し、生活様式や都市活動の多様化に対応したごみ処理施設及びリサイクル施設の整備により、ごみの減量化と再資源化を図る」というのが整備の方針経過として書かれておりまして、比較しますと、今回の記載につきましては、委員のご指摘の形なのかなと解しております。

【西川都市計画課長】 引き続き、3点目の一団地につきましては、現在、建て替えは済んでおりますけれども、同じ一団地ということでつくられておりました国家公務員住宅につきましては、地区計画を立てまして、それに沿って建て替えを行っております。現在、小金井本町住宅、貫井南町にある小金井貫井住宅、緑町の小金井住宅につきましても一団地の住宅施設として決定されているところでございます。今後につきましては、やはり国家公務員住宅の建て替えのような形で、地区計画を立てて団地の建て替え等を行っていくことになろうかと思っております。

【五十嵐委員】 ありがとうございます。

【根上会長】 よろしいでしょうか。

それでは、谷本委員。

【谷本委員】 河川についてご説明させていただきます。

東京都では、近年の豪雨に対応するために、平成24年12月、中小河川の整備方針を変更しました。先ほど事務局からご説明がありましたけれども、従来は1時間50ミリの降雨に対応する河川整備を進めてまいりましたが、区部については75ミリ、多摩については65ミリで、ただ、これは降雨確率でいえば同じ20分の1という確率の降雨でございます。これに対して、50ミリ対応は今まで河道整備で行ってきたので、50ミリまでについては今後も河道で整備をしていこうという考え、残る部分につきましては、公共施設等を活用して調節池をつくっていこうということで整備方針を定めております。具体的にどこにどういう調節池をつくるかは検討中でございますが、野川についても幾つか調節池をつくっていく予定でございます。今、具体的には三鷹にあります大沢調節池を大きくしていくという方針が決まっていますが、そのほかにも幾つか調節池をつくっていく予定になっているところでございます。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

百瀬委員。

【百瀬委員】 先ほど来、自立性のあるまちづくりということでいろんな意見があったんですが、私も、この区域マスタープランの価値は認めます。その中で、都の大きなくくりがあると市の自由な発想が阻害されるということがないのかを1点、確認したいと思います。

皆さんのお話に出ていないんですが、都市景観に係る都市計画に関する方針ということで37ページがあります。景観の形成に関する基本的な方針で、私自身、景観自体はやっぱり都全体で考えるよりは市町村単位あるいは地域単位で考えるべきものであって、広域的な中で何か共通項を探して都を含めて連携できるものでもないのではないのかなという認識を持っております。そういう中で、1行目の「広域的に都市として魅力を高めるため、都全域を景観計画区域として定め」ということは非常に理解できます。その後に「首都にふさわしい景観を形成する」というフレーズがあるんですが、これは具体的にどんなイメージをされてこういうふうにかかれてしているのか、あるいは認識としてはどういうふうにかイメージを持てばいいのか、もし事務局でわかれば教えていただきたいなと思います。

それと、(2)でさまざまなそれぞれの景観の方針が出ている中で、地域特性はかなりさまざまだから、現にこれだけ書いてあるとは思うんですけども、「都の景観計画との整合を図りつつ」というのが3段目にあるんです。この辺、地域特性を生かしたきめ細かな取り組みを市町村に望みながら、都の景観計画との整合をどうやって図っていくのかは非常に難しいのかなと私は思っているんですが、その辺をどうお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

【根上会長】 事務局、お願いいたします。

【西川都市計画課長】 資料の38ページの次でございます参考部図12を見ていただきますと、これは東京都で定めている景観基本軸であり、景観形成特別地区の位置図になってございます。

首都にふさわしい景観とはどういうことかでございますけれども、このように位置付けられている景観を維持、保全していくことがまず必要なのかなと思っております。その中で、小金井地域におきましては玉川上水の景観基本軸、国分寺崖線景観基本軸がございますので、東京都の基本軸でございますけれども、こちらの景観を守るものとして、この計画に沿って進めていきたいと考えてございます。

今、1問目と2問目をまとめてご説明させていただきました。

【根上会長】 百瀬委員、いかがでしょうか。

【百瀬委員】 これほどそれぞれ東京都にさまざまな景観基本軸がある中で、全体としての何か一つのものをつくっていくということではないのかどうかを確認したいんですけども、その辺はいかがですか。首都にふさわしい景観をということなので、何か一つの統一的なイメージがあるのか、ないのか、東京都としては持っているのか、ある意味、それぞれの個別の軸があるので、それに合わせろということなのか、その辺を整理していただきたい。

【根上会長】 いかがでしょうか。

【永井まちづくり推進課専任主査】 事務局から、もう少し補足させていただきます。

東京都の景観については、東京都の景観計画に基づいて行うのが基本的な考えになります。こちらの景観計画をつくるときに、基本的な理念や今後、どういうふうに景観をやっていくのかは基本的な考え方として全て東京都景観計画にまとめられていまして、東京都は、東京では街並みが区市町村の区域を超えて連坦していて、また首都としての景観形成が重要であることから、景観法に定める考え方を3つの事項にまとめて今後、やっていくという基本理念をまとめています。基本理念の一つが首都にふさわしい景観、2つ目が交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展、3つ目として歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上で、この3つの理念に基づいて景観をまとめていくということで考え方をまとめていますので、そのような意味で書かれているのかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【百瀬委員】 最後、意見なんですけれども、確かに東京都のおっしゃっていることはわかるんですが、景観自体はもっとローカルなものと私は基本的に思っていますので、市としては、計画があるにせよないにせよ、もうちょっと都市のオリジナリティーあふれる景観を形成するような景観条例をつくってほしいと言ったこともあるんですけども、そういう形で景観行政を進めていっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

【根上会長】 ご意見として承りました。ほか、いかがでしょうか。

それでは、特に新たなご意見、ご質問がないようでしたら、もう2時間経過しておりますので質疑を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【根上会長】 それでは、一通り質疑は終了したということで、諮問案件について審議

会としての決をとりたいと思います。これは東京都決定の都市計画ですのでちょっとわかりにくいんですが、この案に対して意見なしという形で回答するかどうかという判断になるかと思いますが。

都市計画審議会条例第7条第3項に、会議の議事は、出席した委員及び案件に係る臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとあります。採決は今まで挙手でしていたかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【根上会長】 それでは、議案、多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更については、案のとおり異議のない旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。数えてください。

（ 挙 手 （14名賛成 2名反対）

【根上会長】 ありがとうございます。賛成多数ということで、案のとおり決定いたします。

それでは、案件について、案のとおり答申を審議会として市に出させていただきます。

そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

【西川都市計画課長】 日程についてでございます。

次回の都市計画審議会では、小金井市決定の生産緑地地区、汚物処理場湖南処理場の2件の案件をご審議いただきたいと考えてございます。日程につきましては、平成26年1月20日14時からの予定でございます。来月20日14時から、この場所で都市計画審議会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、年明けの1月に東京都決定の都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針の2件につきまして都市計画審議会を開催したいと考えてございます。開催の通知につきましては改めてご送付いたしますので、ご確認いただければと思っております。

【根上会長】 どうもありがとうございました。

本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会させていただきます。円滑な審議にご協力いただき、どうもありがとうございました。

午後4時15分—— 了 ——